

		建築主事等検査年月日		平成 年 月 日	
建物概要	申請者名 (建物名)	建築場所	確認番号		
	工事監理者名 (法人名)	(監理者名)	確認年月日		
	工事施工者 (法人名)	(管理者名)	TEL		
			TEL		

1 共通事項

共通・集団

項目	検査内容	工事管理者側		建築主事等検査記録				修正日・備考
		確認日付		検査方法			良否	
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
一般事項	工事監理者が監理しているか							
	工事現場における確認の表示							
	設計図書等の備え付け							
敷地の安全	敷地の安全							
	工事現場の危険の防止							
道路・敷地	道路幅員と接道長さ							
	敷地の形状 (境界、形)							
	方位の確認							
平面プラン 建物配置 高さ	平面計画の確認							
	建物の配置							
	境界からの外壁後退							
	道路斜線 (境界からの後退)							
	北側斜線 (敷地北側からの距離)							
	建ぺい率・容積率							
その他	庇・軒の高さ							
	工作物等の有無 (確認申請の適正)							

基礎

支持地盤	支持地盤の確認							
基礎一般	基礎種別の確認							
	基礎のひび割れの確認							
	基礎等 (大・小梁・フーチング) 配置/形状/寸法確認							
	鉄筋の材質							
独立基礎	ベース筋の径、長さ、本数、かぶり厚さ、定着							
べた基礎	一体のRC造							
	立ち上がり部分の高さ、厚							
	基礎底盤厚、根入れ深さ							
	鉄筋の径、間隔、かぶり厚さ							
	鉄筋の定着長さ、継ぎ手長さ、継ぎ手位置							
布基礎	開口部他補強筋							
	一体のRC造							
	立ち上がり部分の高さ、厚							
	基礎底盤厚、根入れ深さ							
	底盤幅							
	鉄筋径、継ぎ手長さ、継ぎ手位置							
	開口部他補強筋							
杭基礎	床下換気口							
	杭の位置、径、本数							
	ベース筋等の径、本数、長さ、かぶり厚さ							
	杭頭余盛り、 偏心基礎の補強、杭頭補強							
	杭長の変更 鋼管杭肉厚							
地中梁	躯体寸法							
	主筋等の径、本数、かぶり厚さ							
	主筋等の定着長さ、継ぎ手長さ、継ぎ手位置、 貫通穴の位置・補強方法、							
	宙吊り筋の位置							
	検査結果・工事全般の考察							

1. 中間検査チェックシートの使用にあたって

中間検査に際しては、検査事項の漏れを防ぐため、具体的に検査を行う個別の事項等をシートにまとめた「中間検査チェックシート」を活用することとします。以下にこのチェックシートの使い方を説明します。

(1) 工事監理者への事前の配付と提出

- ① このシートは、工事監理者等が工事施工段階で法規制に関する確認を行っているかをチェックする役割を持っています。そのため、工事監理者等が各項目をいつ確認したのか、日付を記入する欄が設けられています。

このため、中間検査対象建築物の確認済証を交付する際に、このシートをあわせて、建築主または代理人に配付し、確認日付の監理者の欄に各事項を確認した日付を記入するよう伝えます。なお、このシートでは施工者のチェック欄も設けていますが、工事監理者が確認している場合には、施工者の欄を記入することは必ずしも必要ありません。

- ② 中間検査を行う際に、このシート（工事監理者の確認日付の記入されたもの）を工事監理者から提出してもらいます。検査員は工事監理者の欄により監理の実堆状況を確認の上、ここの項目についての検査を行います。

(2) 中間検査チェックシート

このシートの記入については次のとおりとします。

シートは共通編と構造別編の2枚からなります。

- ① 共通編の「建物概要」は申請にあたって申請者が記入してください
- ② 「検査項目」ごとに検査します。
- ③ 「工事監理者側確認日付」は、施工者、工事監理者が確認した日付を記載してください。

工事監理者の記入があれば、施工者の確認の日付は必ずしも必要ありません。

該当がない項目は－を枠内に記入してください。

- ④ 「検査方法」以下の3つの方法のどれで確認したかを欄に○印します。

- ・目視により確認した場合
- ・正確を期すため目視及び簡単な計測により確認した場合
- ・工事監理者または現場管理者からの報告等により確認した場合

- ⑤ 「良否」欄

適合の場合は○、不適合の場合は×を記入します。

該当がない場合は－を枠内に記入します。

- ⑥ 「修正日・備考」欄

後日不適合の事項の修正を確認したらその日付を記載します。

その他記載すべき事項があればこの欄に記入するか、任意の様式で記録しチェックシートに添付します。

- ⑦ 「検査結果、工事全般の考察」

検査結果、全般的な考察について記入

共通事項の検査

共通事項では、集団規定、意匠、基礎構造等についてまとめてあります。

集団規定については、工事途中では判断ができない点もあります。しかし、完了検査時点では、修正に多大な労力を要する事もあり、中間検査は予防的な役割を持っています。

(1) 検査のポイント

集団規定のポイントとしては次のことが考えられます。

1. 敷地と道路との関係：敷地境界の確認と接道の状況、接道する道路の幅員等については、中間検査の段階での確認が可能です。また、これらの状況が検査の結果確認申請の内容より危険側の場合は早急に建築計画のチェックを行い、申請者に必要な対応を要求する必要があります。
2. 建築物の面積、高さ等の形態制限：建築物の規模、高さに関する制限は、最終的に完了の段階で確認する必要がありますが、これらの制限について、配置、構造躯体時点でもチェックします。
3. 可否の判定：除却予定部分など、中間検査時点で法令に適合していない場合も、その後の工事内容を工事監理者から聞き取るにより適法となることが見込まれる場合は、工事完了時に改めて検査することとし、その項目については中間検査の対象としないこととします。なお、この場合は、保留事項について完了検査時に引き継ぐことを検査記録に残しておく等の対応が必要です。

(2) 検査の具体的重点項目

集団規定等の検査項目は、施工途中において確認しておく必要のある事項を重点的に検査することが重要で、具体的なものとしては次のような項目が考えられます。

- ①敷地の接道状況が確認図書と異なっていないか。接道長さは確保されているか。
- ②敷地の地盤高さなど明らかに確認図書と異なっていないか。
- ③外見から明らかに建築物の高さが確認図書と異なっていないか。
- ④外観から明らかに建築物の配置が確認図書と異なっていないか。
- ⑤確認表示板が設置されているか。

(3) 検査の方法

中間検査を行う建築物を周囲から目視により検査します。具体的には、敷地の形状や高低差、建物の配置（隣地境界線または道路境界線からの距離）や高さ（北側斜線、道路斜線、隣地斜線、絶対高さ）、建築物の間取り、大きさ、2項道路への突出物・（付属する建築物、塀、門等）の有無を建築確認申請添付図書に基づき確認します。この際、必要に応じて現場に携行したコンベックスや巻き尺等により簡単な計測を行います。

(4) 個別の検査項目について

（下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと）

工事監理者が監理していることの確認

中間検査申請書、中間検査チェックシート工事監理者検査欄に記載されていること
工事監理者欄に記入されている工事監理者が立ち会っていることを基本とする。

法5の4

工事現場における確認の表示の確認

道路に面する等、容易に識別できる位置、高さ、向きに掲示され、破損がないこと
記載（工事監理者名等）について記入潰れ、汚損、雨水によるにじみがないこと

法89

設計図書等の備え付け

換査のための確認図書が、用意されている。

敷地の安全

完成予定の地盤面の位置、前面、背後のガケ・よう壁等の有無を確認
2 mを越えるガケが、その高さの1.5倍以内にある場合は、よう壁の設置

法19
県7

工事現場の危険の防止				法 90
仮囲い				令 136-2-16
木造でH > 13若しくは軒高9mを越えるものは、H ≥ 1.8mの仮囲い設置				
根切り				令 136-3
1.5m以上の根切りは十分な耐力を有する山止めを設置				
基礎工事中機械の転倒防止について				令 136-4
敷き板、敷角等の処置				
落下物に対する防護について				令 136-5
敷地から5m以内、高さ3m以上はダストシュート				告 91
敷地から5m以内、高さ7m以上のはつり、外壁修繕等は金網、帆布の設置				
道路幅員と接道長さ				
道路幅員・道路の状況、接道長さを確認図書との照合				法 42
幅員・接道長さ・42条2項道路の中心線および道路後退線の位置				法 43
築造道路の予定位置等について確認				
敷地の形状				令 93
道路（隅切り部を含む）・隣地境界の確認				
敷地の地盤の確認				
方位の確認				
平面計画の変更の有無について				
建物の配置				
外壁後退（敷地境界、2項道路の後退、地区計画の後退線からの外壁、軒）				
窓ドア等突出の恐れの有無、採光の確認				法 56
斜線（道路境界からの後退距離）				
緩和規定の場合の外構制限及び前面道路との高低差の確認				法 56
斜線（北側隣地からの後退距離）				法 52・53
建ぺい率・容積率（敷地状況と平面計画の相違、変更）				法 55
建物の庇・軒の高さ 確認図書との照合				
工作物の有無				
確認図書との照合 除去の施工予定について確認				
支持地盤の確認				令 93
監理者の報告による				
下記政令の地耐力より大きく設定されている場合は、地盤調査により確認				
地盤の種類	政令第93条	地盤の種類	令第93条	
岩盤	1000 (kN/m ²)	砂質地盤	50	
固結した砂	500	堅い粘土質地盤	100	
土丹盤	300	粘土質地盤	20	
密実な礫層	300	堅いローム層	100	
密実な砂質地盤	200	ローム層	50	
基礎種別の確認				令 38
原則として	地盤	< 20 kN/m ² 基礎杭		告 1347
		< 30 kN/m ² べた基礎		
		≥ 30 kN/m ² 布基礎		

基礎のひび割れについて確認

基礎等の配置・形状・寸法の確認 確認図書により確認
鉄筋の材質

独立基礎

ベース筋の径・長さ・本数・かぶり厚さ (≧ 6 cm) ・定着長 (≧ 4 0 d)

令 79・73

べた基礎

一体の鉄筋コンクリート造 (地盤≧ 7 0 kN/m²は無筋も可)
連続した立ち上がり部分 (高さ≧ 3 0 cm, 厚≧ 1 2 cm)
基礎底盤厚≧ 1 2 cm 根入れ深さ≧ 1 2 cm
鉄筋コンクリートとする場合 立ち上がり上端・下部主筋径≧ 1 2 mm
立ち上がり部分・底盤の補強筋は、径 9 mm、3 0 cm 未満
換気口部分は周囲に補強筋 径 9 mm

令 38
告 12-1347

布基礎

べた基礎の各ポイントによる (底盤補強筋は不要)
ただし、基礎底盤厚≧ 1 5 cm 根入れ深さ≧ 2 4 cm
底盤幅 (鉄骨・木造)

令 38
告 12-1347

	平屋	二階建
地盤応力 5 0 kN/m ² 未満	3 0 cm	4 5 cm
7 0 kN/m ² 未満	2 4 cm	3 6 cm
7 0 kN/m ² 以上	1 8 cm	2 4 cm

底盤幅 2 4 cm 以上については底盤補強筋の設置 べた基礎と同じ
床下換気口又はそれに変わるものの確認

枠組壁工法布基礎 3階建て W15cm H30cm 底盤 45cm 7 15cm
2階建て W12cm H30cm

告 57-56
第 3

杭基礎

本数・径・施工深度の確認
偏心の有無、杭偏心による補強
杭頭補強
ベース筋の径・本数・長さ・かぶり厚さ (≧ 6 cm)
現場打ち杭 異形鉄筋 6 本以上 主筋断面≧坑断面 0. 4 %
杭頭の余盛り
高強度プレストレストコンクリート杭 日本工業規格 A- 5 3 3 7
遠心力鉄筋コンクリート杭 日本工業規格 A- 5 3 1 0
鋼管杭 肉厚≧ 6 mm かつ坑径の 1 / 1 0 0
杭長が設計と大きく異なる場合は、特に施工報告書により確認

令 93
告 46-111
令 38
告 12-1347

基礎梁

躯体寸法 確認図書との照合
主筋の径・本数・間隔
かぶり厚さ (4 cm 以上)
継ぎ手長さ 引っ張り力最小部 L ≧ 2 5 d (最小部以外 L ≧ 4 0 d)
定着長さ 柱への定着長 ≧ 4 0 d 又は柱主筋に溶接
あばら筋の位置 間隔 ≦ 3 / 4 梁丈
宙吊り筋が下がりすぎているか

令 78・79
令 73-2
令 73-1,3
令 73-3
令 78

中間検査チェックシート

(木造枠組壁)

項目	検査内容	工事監理者側		建築主事等検査記録				
		確認日付		検査方法			良否	修正日・備考
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
基礎	布基礎の設置							
土台	形状、寸法、配置、 基礎への緊結							
	アンカーボルト配置・寸法							
床・根太	形状、寸法、間隔、 根太の欠込み 転び止め							
	床根太の構造材との釘打ち							
	床開口部の補強							
	耐力壁下の根太補強							
	床材の材種厚さ							
	床枠組みと床材の釘打ち							
耐力壁	耐力壁の位置、形状、寸法							
	たて枠組み間隔、 相互の間隔							
	隅角部・交差部の補強							
	耐力壁線交差部の耐力壁							
	枠組み床部材との緊結							
	頭つなぎ							
	開口部の寸法							
	900mm以上の開口部のまぐさ受け							
	たて枠と構造材との釘打ち							
	壁材の釘打ち							
小屋組	形状、寸法							
	垂木の間隔							
	垂木のつなぎ							
	垂木・トラスの金物緊結							
	振れ止め							
	各部材相互の釘打ち							
	屋根不燃材の確認							
	下地材の釘止め							
	開口部の状況							
	まぐさの設置							
防腐・防錆	土台と布基礎の接触面							
	地面から1m以内の構造耐力上の主要な部分 金物等の錆止め処置							
検査結果・ 工事全般の 考察								

木造枠組み壁工法の検査

- (1) 検査内容
 枠組み壁工法の建築物の中間検査は、建築物が壁、床及び小屋組の相互が密接に関係して全体を構成しているから建築物全体を検査します。
- (2) 報告書等
 必要に応じ、既に施工が完了している部分や隠蔽されている箇所など現場の状況から疑義があれば、工事監理者に対し報告書等により報告を求めます。
- (3) 検査の方法
 検査は、確認図書の通りに施工されているかを、目視により確認することを基本とし、必要に応じてスケール等により測定します。
 合否の判定は、建築基準関係規定に抵触していないことが基準となりますので、確認図書から変更がある場合は、変更後の仕様が建築基準関係規定に抵触していないことを確認した上で、行うこととなります。
- (4) 個別の検査項目について
 (下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと)

基礎	布基礎	3階建て W15cm H30cm 底盤45cm ア15cm 2階建て W12cm H30cm	令 82-2 告 57-56 第3																				
土台	土台位置	1F耐力壁下部に設ける。	告 57-56 告 56 第3																				
	寸法	204, 206, 208—規格の防腐処理、404, 406, 408—防腐剤塗布/浸せき可																					
	土台の緊結	一体の布基礎（3階建てはRC、その他は無筋も可）に緊結																					
	アンカーボルト寸法	径12mm、L35cm	告 56 第3																				
	位置	間隔2m以下、隅角部、土台継ぎ手部に配置 3階建ては、IF掃出し開口部両たて枠から15cm																					
床・根太	根太の欠込み	根太その他横架材には中央付近の下側に欠込み不可 せん孔は材せいの1/3、縁から5cmはなす。 欠込みはスパンの中央1/3は不可	告 56 第4 告 56 第6																				
	根太 寸法	206, 208, 210, 212を用い、650mm以下	告 56 第4-1,3																				
	支点間距離	8m以下	4-2																				
	転び止め	212の場合転び止めを3m以下に設置 212をダブルで用いる場合、支点間距離4.5mの場合は除く	4-2																				
	床根太と構造材の釘打ち		4-7																				
	床根太と土台・頭つなぎ	CN75-2本, CN65, BN75-3本, BN65-4本 端根太側根太と土台・頭つなぎ 3階だての1F CN75-25cm, BN75-18cm@以下 その他の階 CN75-50cm, BN50-30cm@以下																					
	床開口部補強	同寸以上の床根太で補強	4-4																				
	耐力壁下根太補強	耐力壁直下に耐力壁がない場合は、根太補強 2枚を緊結 若しくは同寸の飼木を3m@以下、	4-5																				
	床材の材種厚みと根太間隔		4-6																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>根太間隔</th> <th>650mm</th> <th>500mm</th> <th>10mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板 (ア)</td> <td>15mm</td> <td>12mm</td> <td>12mm</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>18mm</td> <td>15mm</td> <td>15mm</td> </tr> <tr> <td>硬質木片セメント板</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>18mm</td> </tr> </tbody> </table>	根太間隔	650mm	500mm	10mm	構造用合板 (ア)	15mm	12mm	12mm	構造用パネル	1級	2級	3級	パーティクルボード	18mm	15mm	15mm	硬質木片セメント板	*	*	18mm	
根太間隔	650mm	500mm	10mm																				
構造用合板 (ア)	15mm	12mm	12mm																				
構造用パネル	1級	2級	3級																				
パーティクルボード	18mm	15mm	15mm																				
硬質木片セメント板	*	*	18mm																				
	床材の釘打ち		4-7																				
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>床材の周辺部分</td> <td>CN50-15cm@以下</td> <td>N50-10cm@以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>CN50-20cm@以下</td> <td>N50-15cm@以下</td> </tr> </tbody> </table>	床材の周辺部分	CN50-15cm@以下	N50-10cm@以下	その他	CN50-20cm@以下	N50-15cm@以下															
床材の周辺部分	CN50-15cm@以下	N50-10cm@以下																					
その他	CN50-20cm@以下	N50-15cm@以下																					
	以上と同等の効力	大引き、束を用いる。フローリング直貼り(12*300)等	4-8																				

耐力壁

形状・寸法 耐力壁の下枠、たて枠、上枠は、204, 206, 208, 404, 406, 408

告 56 第 5
5-3

耐力壁壁量 壁量計算書及び構造平面図の添付、 構造平面図による確認
「2階以下は壁量計算書等に基づく監理報告による」

5-4

たて枠相互の間隔

(多雪地域以外)	最上階	最上階-1階	最上階-2階
たて枠 206, 406 を使用	65cm@	50cm@	50cm@以下
たて枠 208, 408 を使用	65cm@	65cm@	65cm@
その他	65cm@	50cm@	45cm@

5-7

耐力壁線相互間隔 12m 以下、水平投影面積は 40 m² (補強により 60 m²) 以下

5-5

隅角部交差部の補強 3本のたて枠を用い相互に補強

5-8

外壁耐力壁線交差部の耐力壁 交差部に 90cm 以上の耐力壁 1つを設ける。
ただし補強として、隅柱 404、上下の接合部を金物緊結及び
開口部の他端部のまぐさ受けへの金物緊結も可

5-6

床等との緊結 屋外に面する開口部、隅角部にあるたて枠は直下の床枠組に
金物又は壁材で緊結。

5-9

頭つなぎ 耐力壁上枠と同寸の頭つなぎにより、耐力壁相互を緊結

5-10

開口部寸法 4m 以下、耐力壁線の長さの 3/4 以下

5-11

まぐさ受け 90cm 以上の開口部はまぐさを設ける。
まぐさ受けは、たて枠と同寸、金物等により補強されれば可

5-12

たて枠と構造材の釘打ち

5-14

たて枠と上下枠 CN90-2 本, CN75,65,BN90,75-3 本,BN65-4 本
下枠と床枠 3階建ての 1F CN90-25cm,BN90-17 cm@以下
その他 CN90-50cm,BN90-34cm@以下
上枠と頭つなぎ CN90-50cm,BN90-34cm@以下
たて枠とたて枠・まぐさ受け CN75-30cm,BN75-20cm@以下
壁枠組みと筋交いの両端 たて、上下枠それぞれに
CN65-2 本,BN65-3 本

壁材の釘打ち

5-15

	釘	外周部	その他
構造用合板等	CN50	100mm@以下	200mm@以下
"	BN50	75mm@以下	150mm@以下
石膏ボード等	専用釘	100mm@以下	200mm@以下
フレキシ板等	専用釘	150mm@以下	300mm@以下

小屋組

形状、寸法 204, 206, 208, 210, 212
垂木間隔 65cm 以下
垂木つなぎ 垂木には垂木つなぎを設ける (頭つなぎも必要)
垂木との緊結 垂木・トラスは頭つなぎ及び上枠と金物で緊結
振れ止め 小屋組には振れ止めを設ける

告 56 第 7
7-1
7-2
7-3
7-5
7-6

接合部の釘打ち	垂木と天井根太 CN90-3本, CN75-4本, BN90/75-5本	7-9
	垂木と棟木 CN75-3, BN75-4	
	垂木天井根太、トラスと頭つなぎ CN75-2, CN65/BN75/65-3	
屋根		7-8
	屋根下地材 垂木間隔 650mm以下 500mm以下 310mm以下	
	構造用合板 (ア) 12mm 9mm 12mm	
	パーティクルボード 15mm 12mm 15mm	
	構造用パネル 15mm 12mm 15mm	
	硬質木片セメント板 * 18mm 15mm	
下地材の釘止め	屋根下地材と垂木・トラス	7-9
	屋根下地材の外周部	その他
	CN50 15cm@以下	30cm@以下
	BN50 10cm@以下	20cm@以下
開口部	幅2M以下かつ屋根の下端の幅の1/2以下	7-10
	ただし、屋根で、端から1m以上、他の開口から2mあれば3m	
まぐさ	90cm以上の開口の上部にはまぐさ、およびまぐさ受けを設け	7-11
防腐処置	土台と布基礎の接面、鋼材、モルタル塗り等と接する枠組下地に防水紙設置	告56第8-1
	地面から1m以内の防腐処置	8-2
	金具の防錆	8-3

中間検査チェックシート(木造軸組)

項目	検査内容	工事監理者側		建築主事等検査記録				
		確認日付		検査方法			良否	修正日・備考
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
共通	柱・横架材等の配置							
	材質(腐れ等の確認)							
土台	形状・寸法の確認							
	継ぎ手の位置・配置							
	防腐・防蟻処置							
柱	形状・寸法・位置							
	欠込み部の補強の確認							
	通し柱							
	防腐・防蟻処置							
横架材	形状・寸法・位置							
	構造耐力上支障ある欠込みのないこと							
筋違い等	形状・寸法							
	欠込み部の有無							
	筋違い・壁の配置							
床組	防腐・防蟻処置							
	形状・寸法・位置							
	接合部の確認							
	火打の設置							
小屋組	防腐・防蟻処置							
	形状・寸法・位置							
	振れ止め・火打の設置							
接合部	接合部の状況(金物・位置・欠込み)							
	筋違い端部							
	柱と土台							
	柱と梁							
	柱と柱							
	耐力壁合板・床合板の打ち付け							
	垂木							
屋根葺き材								
検査結果・ 工事全般の 考察								

木造建築物の検査

木造建築物の施工上の特徴として、次の3点が上げられます。

1. 小規模で、建築物としては軽量であり、建設費も他に比べて安いことから、綿密な地盤調査が行われないことが多い。
2. 構造計算を行わず、経験により部材を決めていること、木材の加工が容易であることから、間取りを優先して、構造上のバランスを欠く傾向がある。
3. 比較的経営基盤の弱い業者が施工するケースが多く、工事監理が軽視される傾向がある。

(1) 検査のポイント

以上の特徴を勘案し、木造建築物の検査にあたっては、次の点に重点を置いての実施が必要です。

1. 地盤の状態：検査時には地盤を直接確認することはできないので、工事監理者の報告を基に検証することとなるが、基礎のひび割れの状況を確認することによって不動沈下の有無など地盤の状況を間接的にチェックします。
2. 水平力：地震力など、水平力に対しては比較的弱い傾向にあります。H12年告示による計算に基づく筋違い、耐力壁の配置や、火打、剛な床による平面剛性の確保が重要であり設計書どおり適正に配置されているかについて確認します。
3. 施工不良：欠陥住宅問題の際話題になった柱の継ぎ足しや床束材の間引きなどの施工不良は、構造上の瑕疵という認識で検査する必要があります。

(2) 検査の具体的な重点項目

木造2階建てについては、軸組の主要な部分について、筋違い耐力壁の配置、部材状況や緊結状況が適切に施工されているかを検査します。また3階建てについては、設計時の構造計算で部材や接合部仕様が決まってくることから、特に構造上重要な部位が確認図書どおりに施工されているか確認します。参考図書としては住宅金融公庫の仕様書、「3階建て木造住宅の構造設計と防火設計の手引き」((財)日本住宅・木造技術センター)があります。

(3) 報告書等

既に施工が完了している部分や隠蔽されている箇所、支持地盤の状況などについては、中間検査申請書第4面の監理報告書により確認しますが、記載内容で十分な確認ができない場合やその他特に必要と判断される場合には、工事監理者に対して報告書等の提出を求めて施工状況の確認をします。

(4) 検査の方法

検査は、確認申請書に添付された図書の通り施工されているかを、目視により確認することを基本とし、必要に応じてスケール等による測定を行います。

木造3階建ての建築物については、設計時の構造計算で部材等が決まっていることから、確認申請書との違いがある場合には、変更仕様が建築基準関係規定に抵触していないことについて報告を求めた上で合否の判定を行います。

(5) 個別の検査項目について

(下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと)

共通

柱、はり、壁等の配置の確認			
材質の確認		耐力上欠陥のないもの(腐れ・丸身・繊維傾斜)	令 41
土台	形状・寸法	基礎に緊結	令 42
	配置	構造上重要な柱の下部	
	防腐処置	地面から 1m 以内	令 49
柱	形状・寸法	2 階超の建築物の 1 階の柱 $\geq 13.5\text{cm}$ 柱の有効細長比 ≤ 150 柱の小径(最上階以外) \geq 横架材間距離 $\times 1/28$	令 43-2 令 43-6 令 43-1
	欠込み補強	1/3 の欠込みは補強が必要	令 43-4
	通し柱	隅柱及び準じる柱は通し柱、接合部補強	令 43-5
	防腐	地面から 1M 以内	令 49
横架材	形状・寸法	耐力上欠陥のないもの(腐れ・丸身・繊維傾斜) 梁中央部付近下部には欠込みはしてはならない	令 44
筋違い	形状・寸法	引っぱり 厚 $\geq 1.5\text{m}$ 幅 $\geq 9\text{cm}$ 、鉄筋 $\geq 9\text{cm}$ 圧縮 厚 $\geq 3\text{cm}$ 幅 $\geq 9\text{cm}$	令 45-1 令 45-2
	欠込み	たすき掛け交差部以外は不可、必要な補強	令 45-4
	筋違い・壁の配置について	軸組配置計算書及び構造図に基づく監理報告	令 46-4 告 1352
	防腐防蟻	地面から 1M 以内	令 49
床組等			
	床組・小屋ばりの隅角	火打材の設置	令 46-3
小屋組		小屋束、母屋、棟木の配置・形状・寸法	
	振れ止めの配置	火打材の配置	令 46-3
接合部			
筋違い	鉄筋	三角座金とナット止め若しくは鋼板に 9cm 以上の釘 8 本止め	令 47
	厚 1.5cm の木材	柱、横架材それぞれに、6.5cm の丸釘 5 本平打ち	告 12-1460
	厚 3cm の木材	1.6mm プレートに筋違いに対し、12mm ボルト、6.5cm の丸釘 3 本打ち、柱は同釘 3 本、横架材は 5 本打ち	
	厚 4.5m の木材	2.3mm プレートに筋違いに対し、12mm ボルト、5cm 4.5mm のスクリー釘 7 本平打ち、柱、横架材それぞれに、同釘 5 本平打ち	
	厚 9cm の木材	12mm ボルトを柱又は横架材に用いる	

柱頭・柱脚の仕口

告12-1460

建物形式	最上階・平屋建て		2・3階建ての最上階以外の階		
	出隅柱	その他	上階/当核階とも出隅柱	上階のみ出隅柱	その他
木づくり等を打ち付けた柱	い	い	い	い	い
厚さ1.5cm、幅9cm以上の筋違 9mm以上の鉄筋筋違い	ろ	い	ろ	い	い
厚さ3cm、幅9cm以上の筋違い 筋違いの下部の柱 その他	ろ	い	に	ろ	い
	に	ろ			
厚さ1.5cm、幅9cm以上の筋違 9mm以上の鉄筋たすき掛け	に	ろ	と	は	ろ
厚さ4.5cm、幅9cm以上の筋違 筋違いの下部の柱 その他	は	ろ	と	は	ろ
	ほ				
構造用合板	ほ	ろ	ち	へ	は
厚さ3cm、幅9cm以上の筋違い たすき掛け	と	は	り	と	に
厚さ4.5cm、幅9cm以上の筋違 たすき掛け	と	に	ぬ	ち	と

	仕口の仕様	金物
い	短ほぞ・かすがい打ち	同左
ろ	長ほぞ差し込み栓 2.3mm L型鋼板に6.5cm釘それぞれ5本打ち	同左 L字かど金物釘CN65-5本
は	2.3mm T型鋼板に6.5cmをそれぞれ5本 2.3mm V型鋼板に9cm丸釘それぞれ4本	T型かど金物釘CN65-5本 山形プレート金物釘CN90-8本
に	3.2mm鋼板12mmボルトの羽子板ボルトで柱に12mmボルト締め、 横架材に厚4.5mm、40mm角の座金ナット締め 3.2mm鋼板に上下階にそれぞれ12mmボルト締め	羽子板ボルトφ12mm 短冊金物
ほ	3.2mm鋼板12mmボルトの羽子板ボルトで 柱に12mmボルト締め、長50mm径4.5mmスクリュー釘打ち 横架材に厚4.5mm、40mm角の座金ナット締め 3.2mm鋼板に上下階にそれぞれ12mmボルト締め 長さ50mm径4.5mmスクリュー釘打ち	羽子板ボルトφ12mmに 長50mm径4.5cmスクリュー釘
へ	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め2本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	10kN用引き寄せ金物
と	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め3本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	15kN用引き寄せ金物
ち	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め4本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	20kN用引き寄せ金物
り	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め5本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	25kN用引き寄せ金物
ぬ	(と)を2組重ね	15kN用引き寄せ金物×2枚

ボルトに対する座金の設置

耐力壁である合板の打ち付け CN-50 を@150cm以下

屋根葺き材の堅結

堅結金物の防腐

軒、けらばから2枚通りまでは1枚毎、その他は1枚おきに下地材に堅結

令 47-2

令 46
告 56-1100

令 39
告 46-109

中間検査チェックシート (RC造・SRC造)

項目	検査内容	工事監理者側		建築主事等検査記録				
		確認日付		検査方法			良否	修正日・備考
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
共通	鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち							
	たるみの有無							
	梁、柱、壁、スラブの位置の確認							
	かぶり厚さの確認							
	鉄筋の材質の確認							
地中 ばり	梁主筋	寸法、径、本数						
		宙吊り筋の間隔、近接の確保						
	定着・継手	主筋の定着位置、長さ						
		重ね継ぎ手の位置、長さ						
	あばら筋	主筋の径、本数、間隔						
		第1あばら筋位置、小梁交差部のあばら筋 あばら筋フック形状、主筋との緊結						
	開口補強	開口位置、補強方法						
補強筋	ハンチ付き梁のあばら筋補強							
	腹筋の径、本数、幅止め筋間隔							
柱脚部	柱主筋等の径、本数、かぶり厚さ							
	フーチングへののみこみ・定着							
その他	ガス圧接 継手	圧接技量資格者の確認						
		継手位置のずらし 形状						
		強度確認						
		試験体の抜き取り数と位置の確認						
	特殊鉄筋 継手	認定、評定工法の確認						
		継手位置						
	型枠 コンクリート	型枠及び支柱の締め付け、清掃状況						
基礎、柱、梁、の寸法 コンクリートの調合及び圧縮強度								
検査結果・ 工事全般の 考察								

鉄筋コンクリートの検査

鉄筋コンクリート工事の検査は通常の場合配筋検査が主体であり、現場検査でほとんどの部分を検査することができます。しかし、鉄筋コンクリート構造物の耐力の発揮は、コンクリートの打設とその品質管理に負うところが大きいものの限られた時間で行っており、工事監理者の目の届かない可能性が高いところに課題があります。

中間検査にあたっては少なくとも鉄筋量、配置、かぶり厚さ等を確認することとしますが、コンクリートの配合計画、打設計画について工事監理者又は現場管理者から聞き取ることにより、未然に施工不良を排除することも効果がある方策です。

(1) 検査のポイント

構造計算により部材が決まることから、確認申請図書との照合が基本です。その中でも、特に注意して確認することは次の事項です。

1. 地盤、基礎：鉄筋コンクリート造は、重たい構造であることから、地盤耐力の検証、杭工事、基礎工事の施工状況について、申請書第4面の工事監理報告の内容を十分確認すると共に、必要に応じて、施工報告書、掘削土標本等により確認します。
2. 接合部：柱と基礎、地中ばり相互の接合部、スラブの定着部等については、鉄筋が輻輳し、欠陥が生じやすい部分ですので、鉄筋の定着長さや補強筋の施工状況に注意する必要があります。

(2) 検査の具体的な重点項目

- ① 法令、告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認
- ③ 鉄筋継ぎ手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

(3) 報告書等について

支持地盤、杭等既施工部分や隠蔽部分の箇所、圧接継ぎ手の抜き取り引っ張り強度試験結果などは、中間検査申請書第4面の監理報告書で確認しますが、工事監理者に施工状況を聞き取ると共に、必要に応じて報告書の提出を求めて確認します。

(4) 検査の方法

検査は、目視又はスケール等による測定での確認とし、スケールによる測定は、部位ごとに2から3ヵ所測った後共通する部分については目視で良いと考えます。これは、中間検査の中では、破壊検査等による適法性の確認をすることが技術的にも困難であり、原則として外部からの目視または寸法測定により適法性の確認を実施することで足りるものと考えられているからです。

合否の判定は、建築基準法関係規定に抵触しないことが基準となりますが、検査の現場では、確認図書の通りに施工されているかを確認することとなります。

なお、各部位の検査に先立って、工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握した上で検査に臨むようにします。

(5) 個別の検査項目について

(下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと)

共通	鉄筋の乱れ、たるみ	目視	
	基礎、梁、柱の位置、	目視・設計書との確認	
	鉄筋の結束	目視	
	かぶり厚さ	基礎 $\geq 6\text{ cm}$	地中ばり・土地に接する柱 $\geq 4\text{ cm}$
			令 79
地中梁	梁主筋	寸法・径・本数・位置	設計図書との確認
		宙吊り筋の間隔、近接の確保	
	定着	定着長 $\geq 40d$ 若しくは柱主筋に溶接	令 73-3
		軽量骨材を使用する際は $50d$	JASS5-11,8
	継手	引っ張り力最小の位置	継手長 $\geq 40d$ (軽量骨材は $50d$)
		それ以外の位置	継手長 $\geq 25d$ (軽量骨材は $30d$)
			令 73-2
	あばら筋の間隔	間隔 \geq 梁の丈の $3/4$	令 78
	第1あばら筋の位置	柱コンクリート面に設置	
	ハンチ付き梁の吊り上げ筋部分のあばら筋補強		
	開口補強	開口部の位置、補強方法の確認	
柱脚部	形式の確認	リブプレート等	設計書との確認
	主筋の径・本数	XY軸の確認	令 77
		フーチングへののみこみ・定着	
	かぶり厚さ	土地と接する柱は 4 cm 以上	令 79
その他			
	ガス圧接溶接継ぎ手	監理報告書で対応	JASS5-11,10
		技能資格者の確認	
		継ぎ手位置ずらし	40 cm 以上
		形状	
		膨らみ $\geq 1.4d$	長さ $\geq 1.1d$
		ずれ $\leq 1/4$	軸の偏心 $\leq 1/5$
		強度確認	
		試験実施状況	告 12-1463
型枠			JASS5-12
	型枠及び支柱の締め付け・清掃状況の確認		
	基礎・柱・梁寸法の確認		
	コンクリートの配合、強度	監理報告による	

中間検査チェックシート（鉄骨造）

項目	検査内容	工事監理者側		建築主事等検査記録				
		確認日付		検査方法			良否	修正日・備考
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
加工工場	鉄骨製作工場の表示板の表示内容							
架構形状 部材配置	構造体の架構、部材の配置、 部材の寸法							
材質	鋼材 ボルトの材質（トルク計数値・導入張力確認試験）							
建方精度	建て方精度がJASS6に適合している							
接合部	工場溶接 接合部	外観検査	割れ、アンダーカットの有無 余盛不足、オーバーラップの有無					
	高力ボルト	トルシア	径、本数、ピッチ、縁あき、孔径 締め付け状況（肌隙、ピンチ破断・マーキング、供回り）					
		JIS型六角	径、本数、ピッチ、縁あき、孔径 締め付け状況（肌隙、マーキング、供回り）					
	ボルト	径、本数、ピッチ、縁あき、孔径 戻り止め、ボルト孔の食い違い						
	プレート接合部	接合部の形状・板厚・材質・補剛材						
	柱脚接合部	ベースプレート・リブプレートの材質、形状、板厚 アンカーボルト保持、埋込み方法						
		アンカーボルトの材質・径・本数・配置、ナットの高さ 孔、縁端距離						
		アンカーボルトの締め付け状況						
		根巻き形式	根巻き部分高さ					
			根巻き部分鉄筋					
		埋め込み形式	埋め込み深さ					
	補強筋 かぶり厚さ							
	スタッドボルトの径・本数・配置							
	床スラブ 接合部	床構造の形状（合成スラブ、 ） シャーコネクター（頭付きスタッド他）の位置、 施工状況・検査結果						
	帳壁等の 接合部	緊結金物の取り付け状況						
現場溶接部	溶接部位（ - 、 - 、 - ）							
	溶接方法・作業姿勢・溶接技能資格者							
	溶接管理技術者の配置状況							
	溶接ステージの設置状況（風除風防・作業床）							
	溶接機器及び溶接用電源の設置状況							
	溶接中の管理（電流・電圧・予熱・湿度対策）							
	組み立て精度の管理（組み立て溶接、 開先角度、ルートギャップ、食違い）							
	溶接接合部の品質（外観検査・超音波探傷検査）							
外観検査	割れ、アンダーカット、 余盛不足、オーバーラップの有無							
検査結果・ 工事全般の 考察								

鉄骨造の検査

鉄鋼工事について、1階の建て方完了を特定工程として指定していますが、この時点で溶接部の検査は、外観で見える範囲に限られます。外観といっても足場がない段階で行う場合、柱はりの接合部については、距離を置いた場所から検査することとなりますので、見えない部分や十分な確認ができない部分があるのは当然です。

この点について、建設省住宅局長通達の間接検査実施指針では次のように記述されている。

- ① 破壊検査まで行って違法性を検査することは技術的にも困難であり、申請者に過大な負担をかけることとなることから、原則として外部から目視又は寸法測定等により違法性が検査できる範囲で行うことで足りる。
- ② 鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分及び鉄筋の圧接部分について、溶接欠陥やボルトの締め付け不良等がある場合には、その欠陥等を前提に構造安全性を検証している場合を除き、建築基準法施行令第67条第2項又は第73条第2項から第4項までの規定に適合してないものと考えられる。
- ③ 「建築工事標準仕様書 JASS 6 鉄骨工事」の附則6「鉄骨精度検査基準」、6.6「締め付け後の検査」等を参考にして、欠陥の有無、締め付け不良等を検査し、疑義がある場合には非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の報告を求め、確認する必要がある。

県では、上記の間接検査実施指針の考え方を基本として検査を行い、合否の判定を行うこととしますが、中間検査制度導入の目的である施行不良に対する一定の抑止効果という視点から、工事監理者や現場施工者の協力を求めて、報告書の確認を行うという姿勢で検査に臨みます。

(1) 検査のポイント

鉄骨造では、構造計算により部材が決まることから、確認図書と照合していることを確認することが基本となります。その中でも特に注意して確認する事項としては次の点が考えられます。

- ① 主要な構造部材の配置：細部検査に入る前に、通り芯ごとの柱、梁、ブレースの配置について確認しておく必要があります。
- ② 接合部の施工状況：鋼材の品質については十分信頼性があります。鉄骨造の検査では、柱脚部を含めた、高力ボルト、溶接等接合部の施工状況がポイントです。

(2) 検査の具体的な重点項目

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 各部材接合部（溶接・高力ボルト）の品質
- ④ 特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

(3) 報告書等

既に施工が完了している部分や、隠蔽されている箇所、支持地盤の状況などについては、中間検査申請書第4面の監理報告書により確認することとしますが、記載内容で十分な確認ができない場合やその他特に必要と判断される場合は、工事監理者から聞き取りを行い、きちんとチェックされているかを確認します。これらの確認の結果や目視検査の結果、検査対象建築物の規模等を勘案し、検査結果報告書等の提示を求めるとします。

特に、鉄骨造の性能を左右する溶接接合部等の工事については、規制の実効性の確保を担保するため、工事監理者や現場管理者に協力を求め、鋼材の材質、溶接部の超音波探傷検査結果、製品検査結果等に関する報告書により施工状況の確認を行うこととします。

(4) 検査の方法

検査は、確認申請書に添付された図書の通りに施工されているかを目視により確認することを基本とし、必要に応じてスケール等による測定を行うこととします。各部位ごとに数カ所抽出し、測定を行い、共通する部分については目視で検査することとします。

中間検査の合否の判定は、現場が確認図書と整合していれば合格と判定しますが、不整合の場合には、変更後の仕様が建築基準法関係規定に抵触していないことについて報告を求めた上で合否の判定を行います。

なお、最終的な合否の判定は、建築基準法が基準となりますが、建築基準法に具体的に基準が示されていない場合の参考図書として、日本建築学会「建築工事標準仕様書鉄骨工事 JASS 6」「鉄骨精度測定指針（工場製作編・工事現場施工編）」「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準」などがあります。

(5) 個別の検査項目について

(下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと)

工事監理の状況について確認 鉄骨製作工場での実地検査の時期、指摘事項の確認

加工工場の表示	工場名・代表者名・所在地・認定番号	H4 通達 437 令 69 JASS6-10 令 90, 94, 96 告 55-1794 告 55-1139 令 90, 94, 96 告 12-1451 告 55-1794 令 94, 96 告 55-1794 令 92 JASS6-5 令 68,92-2 告 55-1795 JASS6-5 令 68 令 68 JASS6-7 令 66 告 12-1456
架構状況・部材配置・寸法	確認図書により確認	
建て方精度	仕口のずれ、溶接継手・ボルト穴の食違い	
材質の確認		
鋼材	監理報告による	
ボルト	監理報告による	
高力ボルト	監理者報告による	
接合部検査		
溶接	検査結果報告書の確認 外観検査 割れ、アンダーカットの有無 余盛り過不足、オーバーラップの有無 溶接くいちがい、 溶接の種類（突き合わせ・隅肉）	
高力ボルト	六角 マーキングにより角度の検査 (120° ±30, M12-60° +30) トルク ピンホール破壊、 マーキングによる角度検査 平均回転角 ±30° 供回りの有無 母材とスライププレートの肌すき(1mm 以上はフィラプレート) 径、本数、ピッチ (2.5d 以上)、縁あき 孔 ≤2mm 径 27mm 以上は 3mm 以下	
ボルト	径、本数、ピッチ (2.5d 以上)、縁あき 孔 ≤1mm 径 20mm 以上は 1.5mm 以下	
ブレース接合部	構造形式の確認、接合部構造詳細の確認	
柱	形状、寸法	
柱脚部	形式の確認 リブプレート等 設計書との確認 露出形式柱脚 アンカーボルトの径、長さ、断面 長さ ≥ 径の 20 倍・断面 ≥ 柱断面 20% ベースプレート厚 厚 ≥ アンカーボルト径の 1.3 倍 アンカーボルト孔 孔 ≥ アンカーボルト径 + 5mm 縁端距離	

アンカーボルトの径	10mm 以下	10~12mm 以下	12~16mm 以下	16~20mm 以下	20~22mm 以下
せん断縁、手動ガス切断縁	18mm	22mm	28mm	34mm	38mm
圧延縁、自動ガス切断縁 のこ引き縁、機会仕上げ縁	16mm	18mm	22mm	26mm	28mm

柱の中心に対し均等に配置、座金を用い、2重ナット若しくは溶接
3山以上出ること

根巻き形式

根巻き部分高さ 高さ \geq 柱幅の2.5倍
根巻き部分の鉄筋 4本以上、定着長さ 根巻き部分 25d
基礎部分 40d

根巻き部分へは帯筋を設置

埋込み柱脚

コンクリートの埋込み深さ 深さ \geq 柱幅の2倍
側柱、隅柱はu字型の補強筋（9mm以上）
かぶり厚さ 厚 \geq 柱幅

スタッドボルトの径等

径、本数、配置について確認図書で確認

床スラブ接合部 シャーコネクター（頭付きスタッド、焼き抜き栓溶接）
位置、施工状況

帳壁等の接合部

接合部材の確認

現場溶接等

溶接部位 （柱-柱）等 部位を記入

技能者の確認

溶接方法 A：アーク手溶接（裏当て金を用いる）
N：アーク手溶接（裏当て金を用いない）
SA：炭酸ガスアーク半自動溶接（裏当て金を用いる）
SN：炭酸ガスアーク半自動溶接（裏当て金を用いない）

板厚 1：6mm以下、 2：4.5mm~25mm 3：25mm以上

溶接姿勢 F：下向き、 H：横向き、 V：立ち向き、 O：上向き、
P：管

溶接管理技術者の配置 必要な資格を有する溶接管理技術者が配置されているか。

溶接ステージの設置状況 資格の内容に対応した溶接姿勢が可能か

溶接機器及び溶接用電源の設置状況 専用の電源の設置

組立精度の管理 組立溶接、開先角度、ルートギャップ、食違い